

新庄村
公共施設等総合管理計画
【令和4年度版】

令和5年3月

岡山県新庄村

目次

第1章 計画概要	1
1. はじめに.....	1
2. 本計画の位置づけ.....	2
3. 計画対象期間.....	2
4. 計画対象施設.....	3
2章 本村の現状	4
1. 総人口及び年代別人口の今後の見通し.....	4
2. 財政の状況.....	5
3. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察.....	10
4. 公共施設等の現状.....	11
5. 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み.....	14
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針	18
1. 現状や課題に関する認識.....	18
2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	19
3. 目標の設定.....	21
4. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	23
5. 公共施設等の管理に関する実施方針.....	24
6. PDCA サイクル推進方針.....	27
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	29
1. 公共建築物.....	29
2. インフラ資産.....	33
第5章 計画の推進に向けて	34
用語の解説	35

第1章 計画概要

1. はじめに

本村は県境に位置し、旧出雲街道の宿場町として知られ、現在は国道181号が通り美作圏域の中心地である津山市へ1時間、J R 姫新線中国勝山駅に車で30分、米子自動車道蒜山インターチェンジに20分で連絡する位置にあります。

図表 1.1.1 位置図



本村の歴史は古く、弥生式土器の出土等、当時から人が住んでいたことが知れています。明治初期の同村奥分奥構、奥分下構、町分上構、畝分町構、町分下構の五ヶ構を統合して新庄村になってからは、市制・町村制成立期及び戦後の市町村合併期に一度の合併もせず、平成の合併も見送っています。

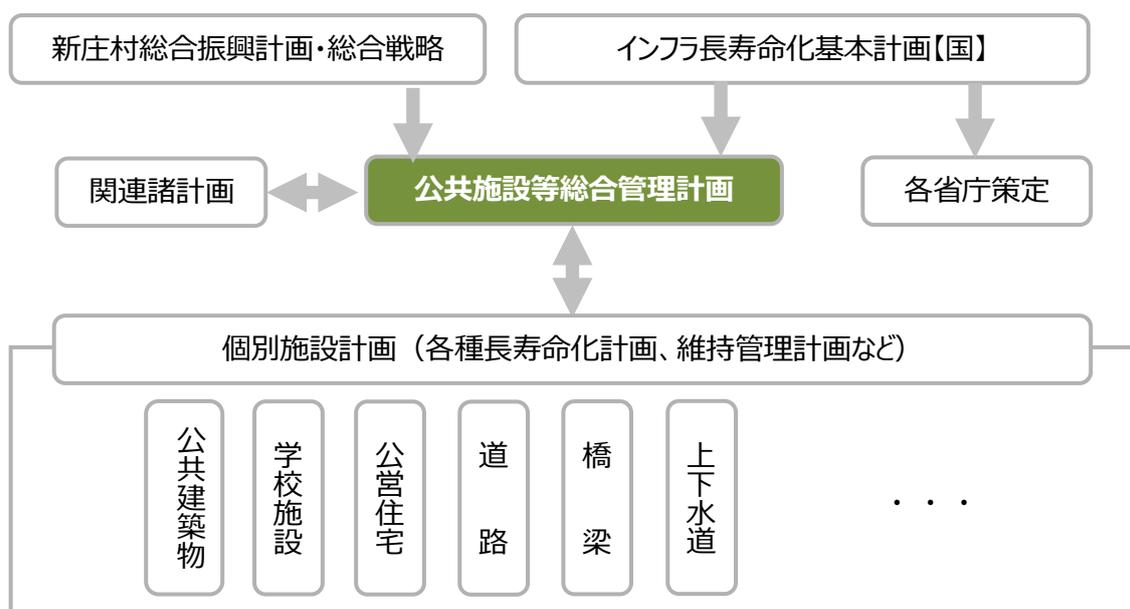
このような状況の中、平成 26 (2014) 年 4 月、国は、全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、また、平成 29 (2017) 年 3 月、「公共施設等総合管理計画」の下位計画となる「個別施設の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を要請しました。さらに平成 30 (2018) 年 2 月、策定した「個別施設計画」を踏まえて、「公共施設等総合管理計画」の不断の見直しを行うことを要請しています。

「新庄村公共施設等総合管理計画（令和 4 年度版）」（以下「本計画」という。）は、以上のような背景を踏まえ、平成 29 (2017) 年 3 月に策定した公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画初版」という。）に時点補正を加えるとともに、各個別施設計画を反映し、公共施設等の長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適配置の実現を目指すなど、引き続き公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

2. 本計画の位置づけ

公共建築物やインフラ資産は、その全体を捉えて戦略的に管理していく必要があります。そのため、本村の最上位計画である「新庄村振興計画・総合戦略」をはじめ、その他の関連諸計画との整合を図るとともに、本計画の下位計画と位置付けられる個別施設計画を反映するなど、分野横断的な取り組みの方向性を示すものです。

図表 1.2.1 本計画の位置づけ



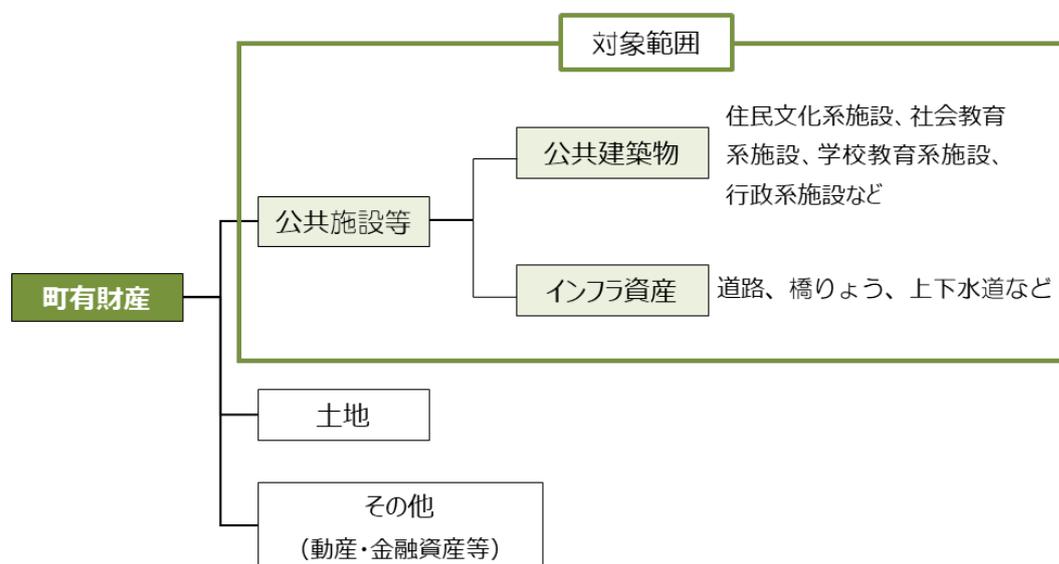
3. 計画対象期間

本計画の対象期間は、総合管理計画初版と同様に平成 28 (2016) 年度から令和 37 (2055) 年度までの 40 年間とします。

4. 計画対象施設

本計画の対象施設は、本村の公共建築物及びインフラ資産とします。

図表 1.4.1 本計画の対象範囲



図表 1.4.2 公共建築物の内訳（令和3年3月31日現在）

区分	大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	
普通会計	住民文化系施設	集会施設	1	1	784	3.2	
	社会教育系施設	博物館等	1	1	100	0.4	
	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	3	4	877	3.5	
	産業系施設	産業系施設	5	5	3,809	15.4	
	学校教育系施設	学校	2	4	6,827	27.5	
	子育て支援施設	保育所	1	1	425	1.7	
	保健・福祉施設	その他社会福祉施設	2	17	3,024	12.2	
	行政系施設		庁舎等	4	4	2,689	10.8
			消防施設	7	7	377	1.5
	公営住宅	公営住宅	6	10	2,514	10.1	
	公園	公園	4	5	446	1.8	
	その他	その他	14	17	2,914	11.8	
	計			50	76	24,786	100.0

※ 公共施設等の現況分析は、普通会計の施設を対象に行う。

2章 本村の現状

1. 総人口及び年代別人口の今後の見通し

(1) 人口の推移

本村の総人口は減少傾向で推移しており、令和 2（2020）年の総人口は 813 人（国勢調査）となっています。将来人口推計においても減少傾向が続くことが予想され、社人研（国立社会保障・人口問題研究所）準拠による将来人口では、令和 27（2045）年には 552 人になる見通しとなっています。

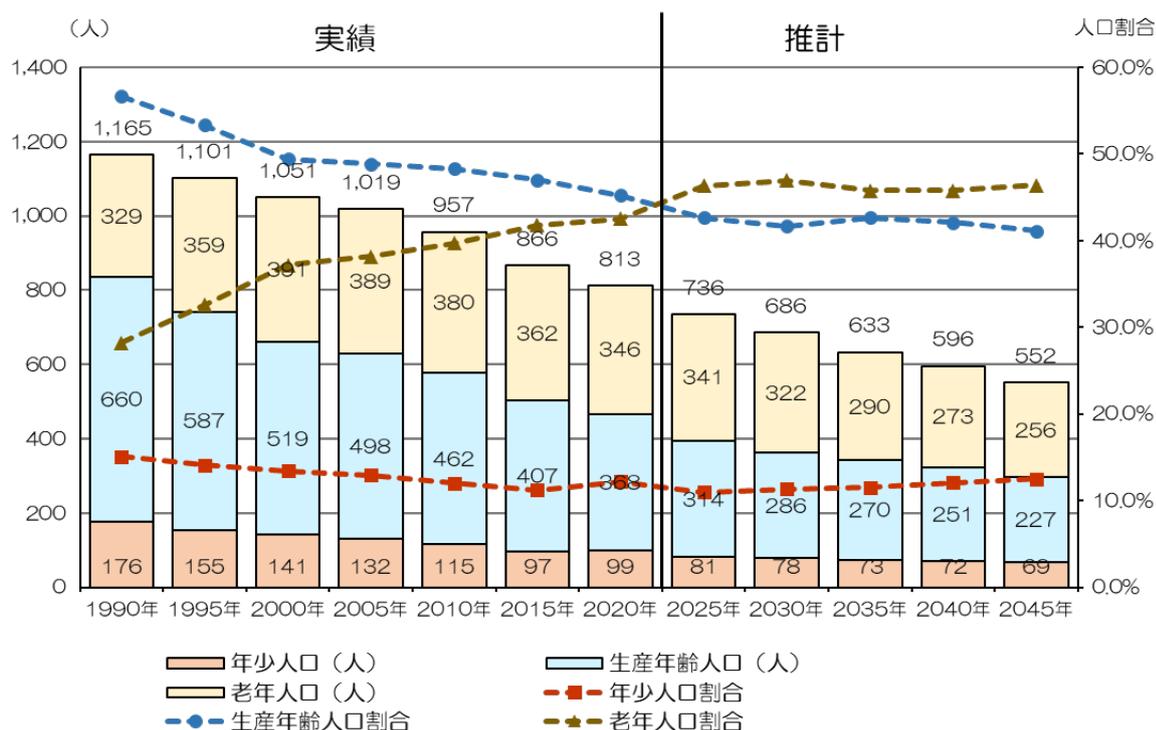
人口構成は、村税収入の中心となる生産年齢人口（15 歳から 64 歳）の割合が低くなり、老年人口（65 歳以上）の割合が高まっています。

図表 2.1.1 人口の推移

新庄村 33586 区分	実績						推計					
	H2年 1990年	H7年 1995年	H12年 2000年	H17年 2005年	H22年 2010年	H27年 2015年	R2年 2020年	R7年 2025年	R12年 2030年	R17年 2035年	R22年 2040年	R27年 2045年
総人口（人）	1,165	1,101	1,051	1,019	957	866	813	736	686	633	596	552
年少人口（人）	176	155	141	132	115	97	99	81	78	73	72	69
生産年齢人口（人）	660	587	519	498	462	407	368	314	286	270	251	227
老年人口（人）	329	359	391	389	380	362	346	341	322	290	273	256
年少人口割合	15.1%	14.1%	13.4%	13.0%	12.0%	11.2%	12.2%	11.0%	11.4%	11.5%	12.1%	12.5%
生産年齢人口割合	56.7%	53.3%	49.4%	48.9%	48.3%	47.0%	45.3%	42.7%	41.7%	42.7%	42.1%	41.1%
老年人口割合	28.2%	32.6%	37.2%	38.2%	39.7%	41.8%	42.6%	46.3%	46.9%	45.8%	45.8%	46.4%
年齢3区分別人口計	1,165	1,101	1,051	1,019	957	866	813	736	686	633	596	552
総人口との差分(年齢不明)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年齢3区分別人口割合は年齢不明を除いた人口総数を「100」としている。

※将来推計：「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より
ただし令和 2（2020）年（赤字）は、国勢調査の実績とした。



2. 財政の状況

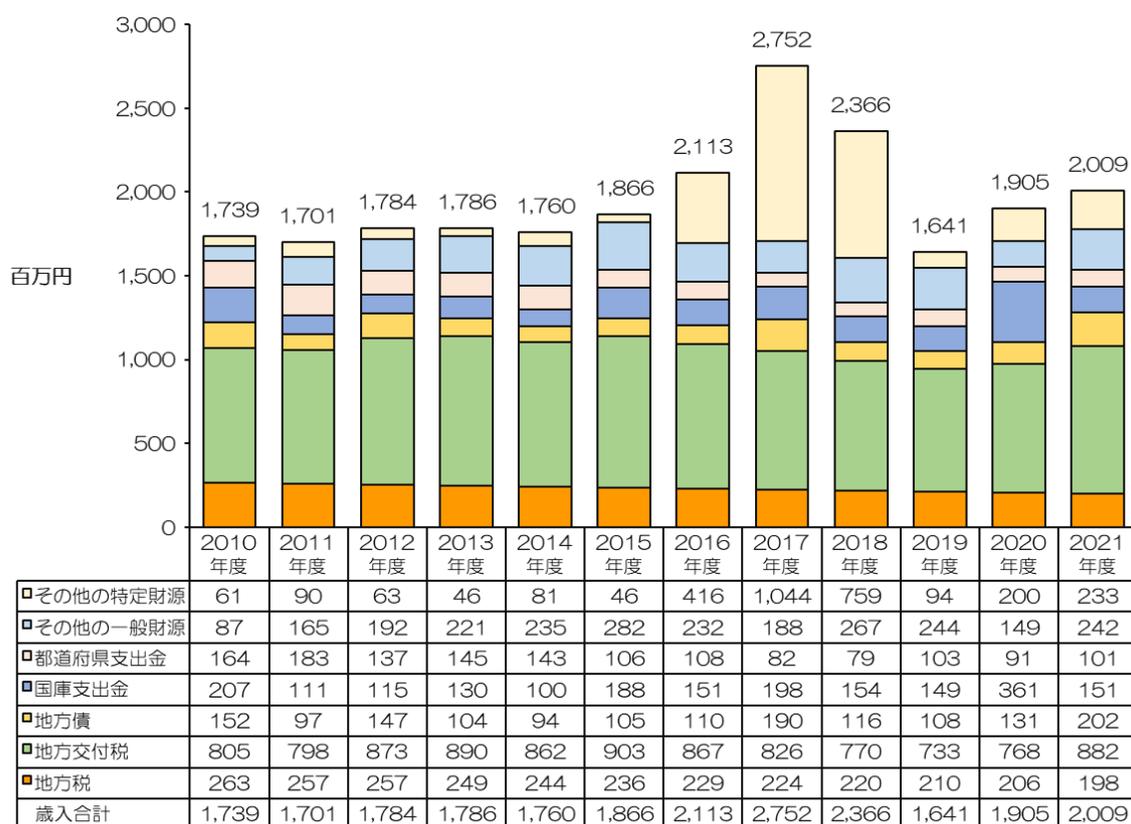
(1) 歳入

普通会計の歳入総額は、平成 22（2010）年度が約 17.3 億円で、それ以降概ね 17 億円台～18 億円台で推移してきましたが、平成 28（2016）年度～平成 30 年（2018）の決算では、21 億円台から 27 億円台と前年度に比べて大幅な増加となっています。

また、令和 2（2020）年度、令和 3 年度（2021）年度決算では約 19.1 億円から約 20.1 億円と、平成 22（2010）年度～平成 27（2015）年度までのトレンドと比べて増加傾向となっています。これは地方創生臨時交付金を始めとした国庫支出金の増加があったことが理由です。

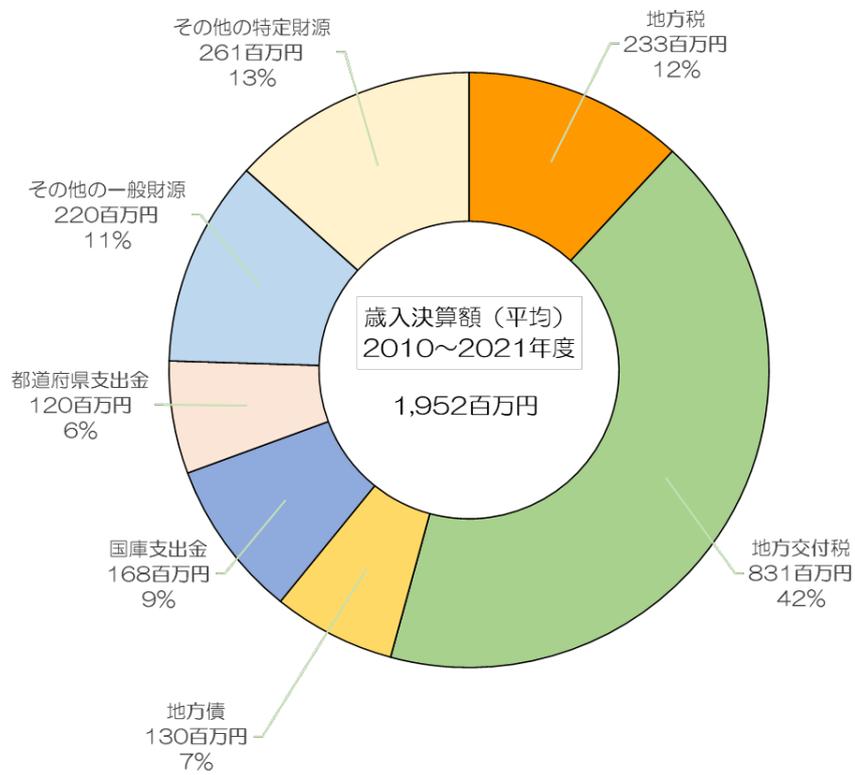
自主財源の根幹である地方税は約 2.6 億円から、約 2.0 億円と減少傾向で推移しています。一方で地方交付税は、約 7.7 億円から約 9.0 億円の範囲で推移しており、依然として国への依存度が高くなっていることが分かります。

図表 2.2.1 普通会計の歳入決算額



図表 2.2.2 は、平成 22（2010）年度から令和元（2021）年度までの歳入決算額平均値の構成比を表したものです。地方交付税は全体の約 42%を占めています。

図表 2.2.2 普通会計の歳入決算額平均値



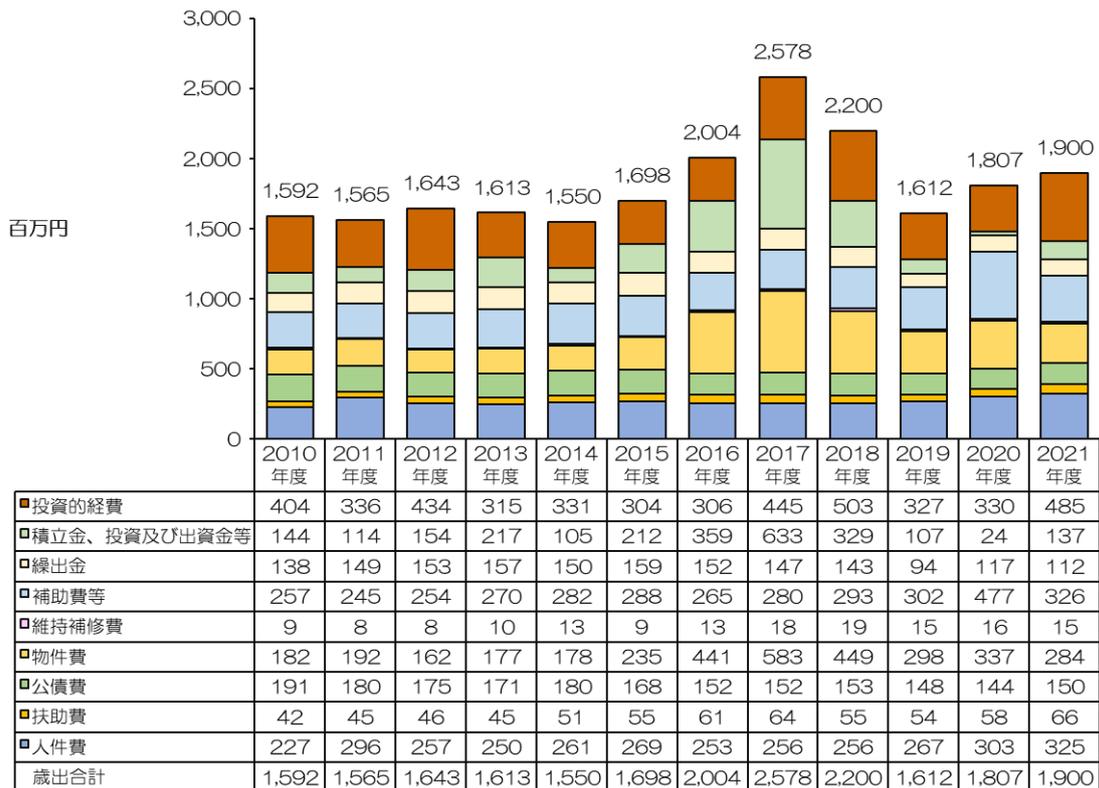
(2) 歳出

普通会計の歳出総額は、平成 22（2010）年度が約 15.9 億円で、それ以降概ね 15 億円台～16 億円台で推移してきましたが、平成 28（2016）年度～平成 30 年（2018）の決算では、20 億円台から 25 億円台と前年度に比べて大幅な増加となっています。

また、令和 2（2020）年度、令和 3 年度（2021）年度決算では約 18.1 億円から約 19.0 億円と、平成 22（2010）年度～平成 27（2015）年度までのトレンドと比べて増加傾向となっています。これは新型コロナウイルス感染症に関連した予防経費や、住民生活、地域経済への支援対策経費等の増大等によるものです。

内訳として、義務的経費（人件費、扶助費、公債費の合計）については、公債費は減少傾向にあるものの、人件費及び扶助費は増加傾向にあります。扶助費は、今後とも高齢化の進行に伴い、さらに増加していくものと考えられます。また、人件費については、令和 2（2020）年度から会計年度任用職員が物件費から人件費に変更となったため、令和 2（2020）年度で前年度約 13%の増加が見られます。

図表 2.2.3 普通会計の歳出決算額



※義務的経費：任意に削減できない極めて硬直性が強い経費（人件費、公債費、扶助費）

※公債費：村の借入金に係る元利償還費に係る経費

※扶助費：福祉医療、老人・児童・障害福祉、生活保護等の福祉関係の給付額で、主に法令により支出が義務づけられている経費

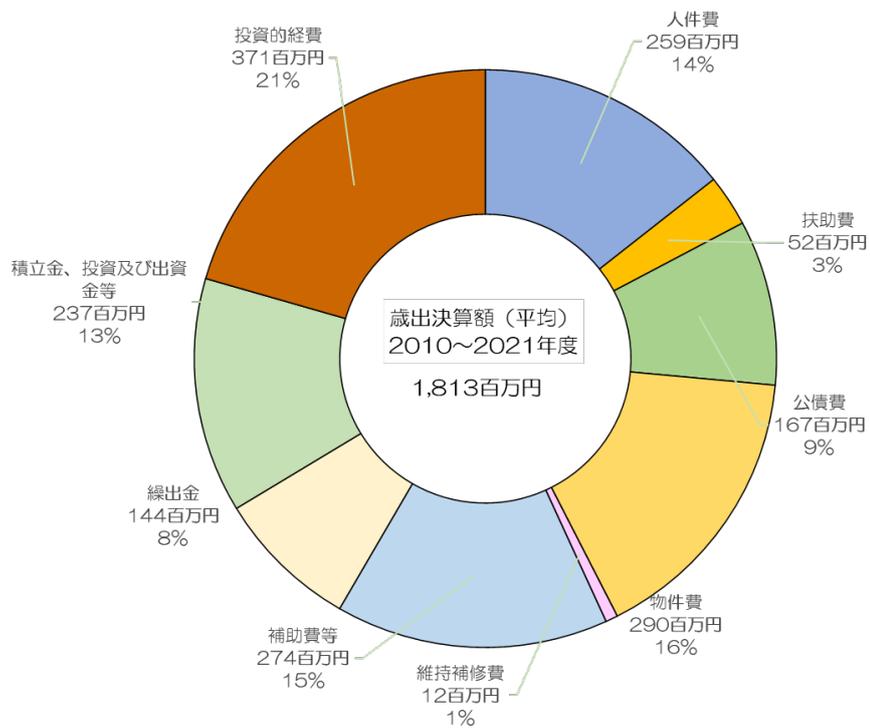
※投資的経費：道路・橋梁、村営住宅、学校等の建設等社会資本の整備に要する経費（下水道などの特別会計・企業会計に係るものは除く）

※その他経費：物件費、維持補修費、補助費、繰出金など

図表 2.2.4 は、平成 22（2010）年度から令和元（202）年度までの歳出決算額平均値の構成比

を表したものです。本計画に関連する投資的経費の平均は約 3.7 億円で、その占める割合は約 21%となっています。

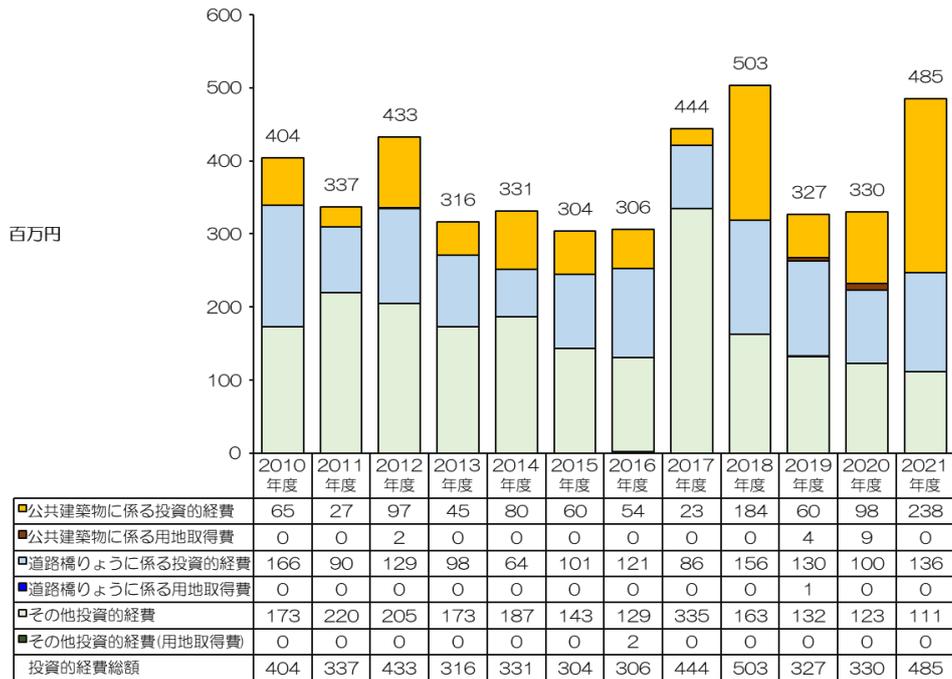
図表 2.2.4 普通会計の歳出決算額平均値



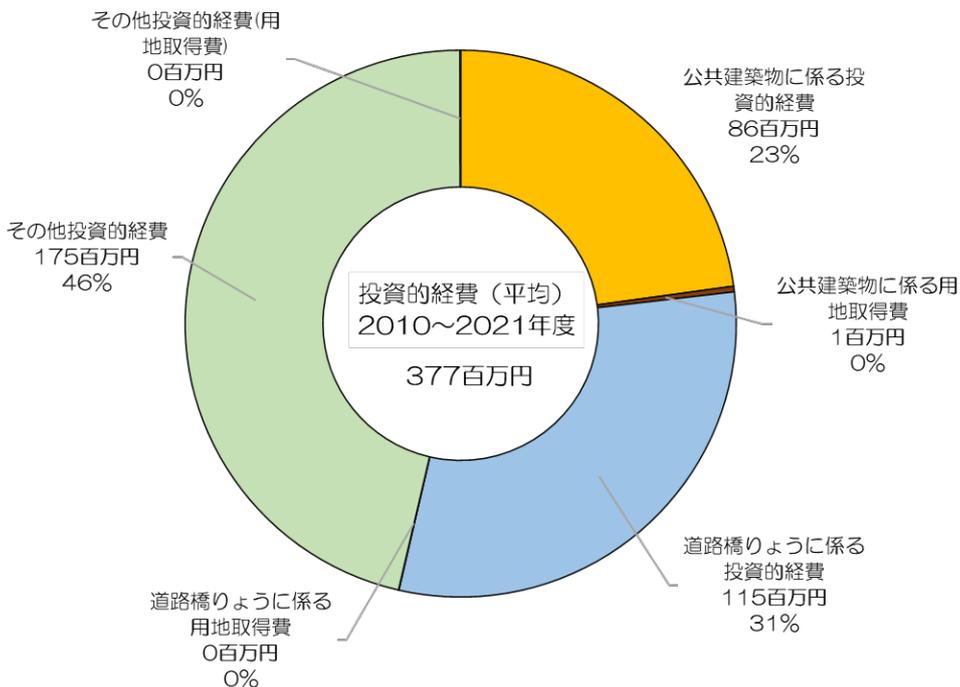
(3) 投資的経費の推移（平成 22 年度～令和 2 年度）

公共施設等の改修・更新等にどの程度の投資的経費が負担できるかを推測するため、過去の一般会計における投資的経費（普通建設事業費）の実績を確認しました。その結果、公共建築物に係る過去 12 年間の平均投資額は、約 0.9 億円となっています。これは、投資的経費全体の約 23%を占めています。

図表 2.2.5 一般会計の投資的経費の推移



図表 2.2.6 一般会計の投資的経費平均額

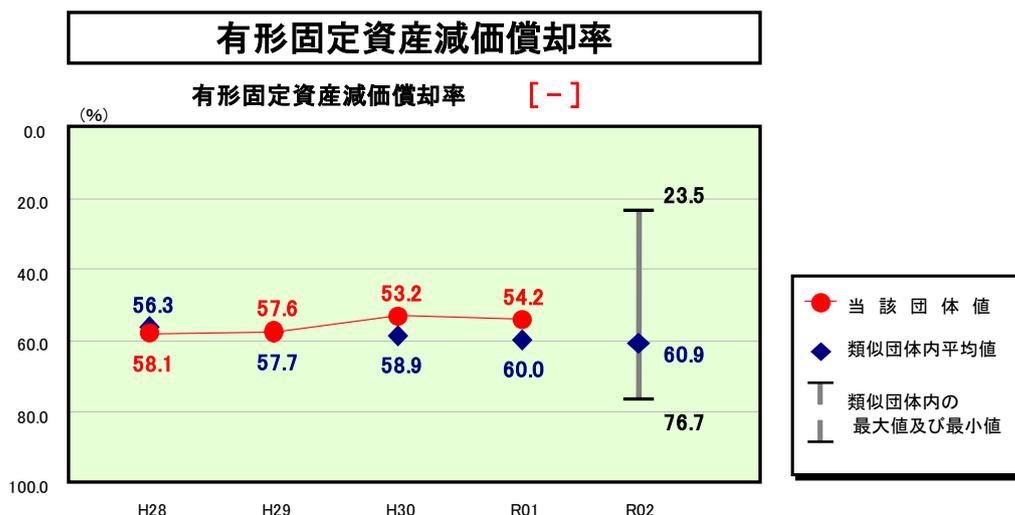


(4) 有形固定資産の減価償却率の推移

本村の令和元（2019）年度の一般会計における有形固定資産減価償却率¹は54.2%であり、類似団体より低い水準となっています。

今後は、将来の財政負担の軽減等を図るため、本計画をもとに、更新・統廃合等を進めていきます。

図表 2.2.7 有形固定資産の減価償却率



※出典：令和元年度新庄村財務書類

3. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面については、今後、生産年齢人口の減少に伴い個人住民税の減少が予想され、また法人村民税は企業業績と景気の影響を大きく受けるため予想が難しく、大幅な税収増は期待できない状況です。

歳出面では、義務的経費の増加が予想されます。人件費は令和2（2020）年度以降、職員の定員管理等により大幅な増大はないと想定していますが、少子高齢化の進行等による扶助費の増加が見込まれます。

¹ 有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を算定することにより、保有する資産について、どの程度、耐用年数が経過しているかを見ることができます。

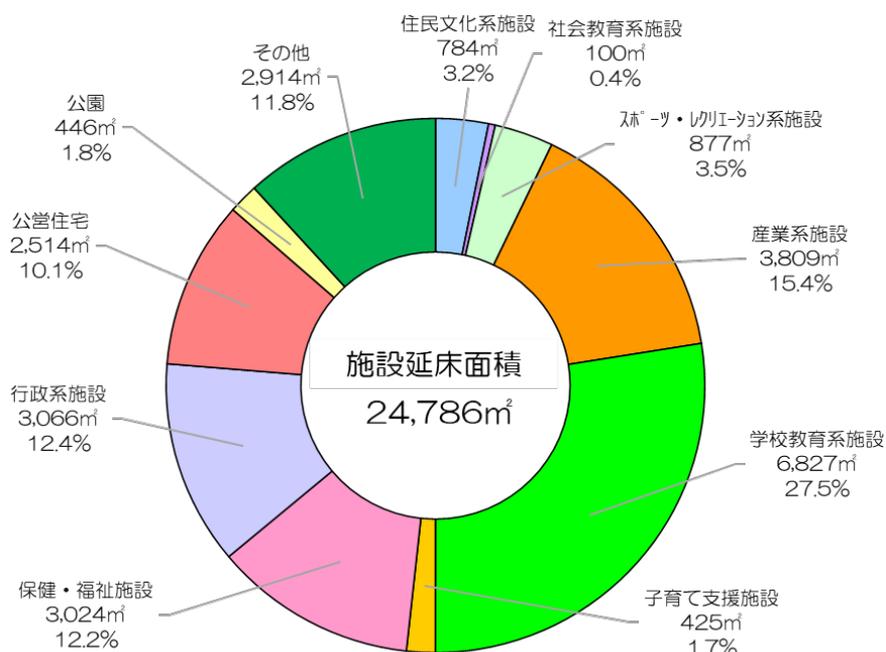
4. 公共施設等の現状

(1) 公共建築物の保有施設数等

本村の公共建築物（一般会計）は、全 50 施設、総延床面積は 24,786 m²です。

このうち最も多くの面積割合を占めているのは学校教育系施設で総延床面積の約 28%を占めています。次に産業系施設が続き、総延床面積の約 15%を占めています。

図表 2.4.1 施設延床面積の構成



構成比	棟数	施設大分類	延床面積	構成比
1.3%	1棟	住民文化系施設	784m ²	3.2%
1.3%	1棟	社会教育系施設	100m ²	0.4%
5.3%	4棟	スポーツ・レクリエーション系施設	877m ²	3.5%
6.6%	5棟	産業系施設	3,809m ²	15.4%
5.3%	4棟	学校教育系施設	6,827m ²	27.5%
1.3%	1棟	子育て支援施設	425m ²	1.7%
22.4%	17棟	保健・福祉施設	3,024m ²	12.2%
14.5%	11棟	行政系施設	3,066m ²	12.4%
13.2%	10棟	公営住宅	2,514m ²	10.1%
6.6%	5棟	公園	446m ²	1.8%
22.4%	17棟	その他	2,914m ²	11.8%
100%	76棟	総計	24,786m ²	100%

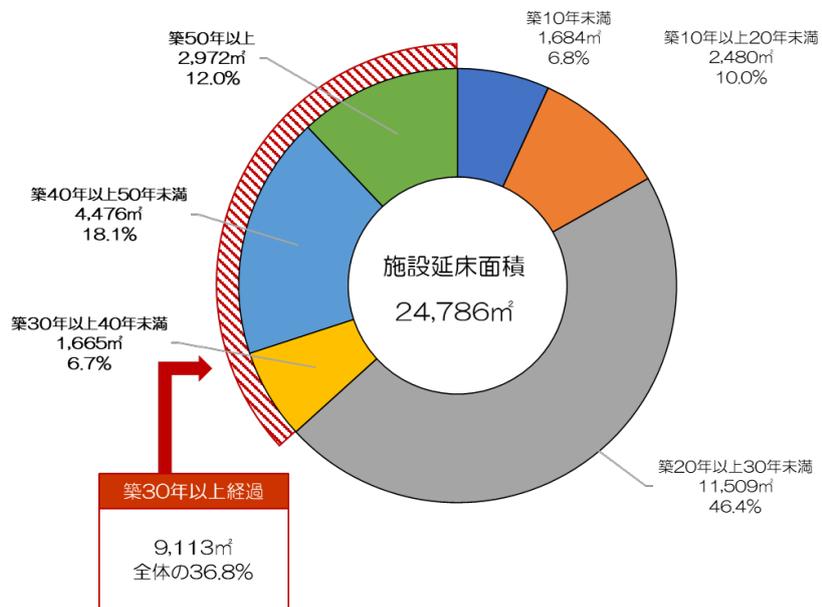
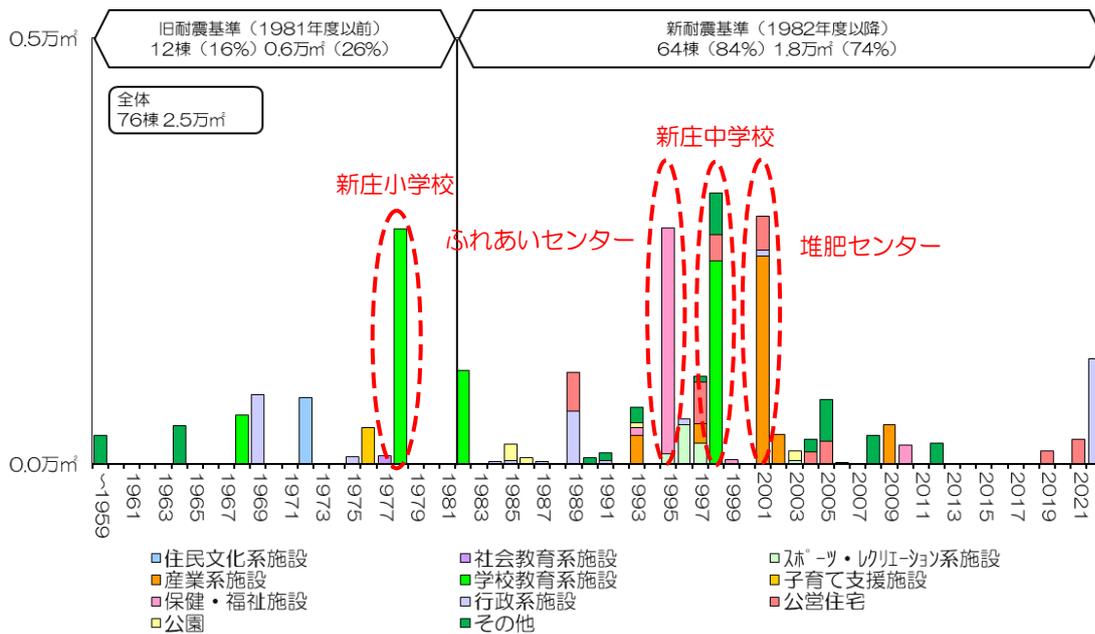
※出典：新庄村資料より集計

(2) 建築年別・用途分類別延床面積

図表 2.4.2 は、公共建築物（普通会計）の築年別整備状況を表したものです。本村では、他の自治体に見られるような建築ラッシュ（一般に昭和 45 年（1970 年）～昭和 55 年（1980 年）頃）のようなものは見られません。

ただし、築 30 年以上の建物の延床面積は、全体の約 37%を占め、本村の公共建築物の老朽化の進行が伺えます。

図表 2.4.2 保有する建物の築年別整備状況



※出典：新庄村資料より集計

(3) 橋梁の状況

本村の管理する橋梁の状況は次のとおりです。

図表 2.4.3 道路

区分	路面幅員	延長 (m)	面積 (㎡)
橋 梁	永久橋		
	木橋		
	合 計		

※出典：令和3年4月1日現在、道路・橋梁現況調査台帳

(4) 道路の状況

本村の管理する道路の状況は次のとおりです。

図表 2.4.4 道路

区分	路面幅員	延長 (m)	面積 (㎡)
道 路	6.5m 以上		
	4.5m 以上 6.5m 未満		
	2.5m 以上 4.5m 未満		
	1.5m 以上 2.5m 未満		
	1.5m 未満		
	合 計		

※出典：令和3年4月1日現在、道路・橋梁現況調査台帳

(5) 上下水道の状況

本村の管理する上下水道の状況は次のとおりです。

図表 2.4.5 上下水道

※出典：令和2年度決算統計

5. 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み

公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、現在計画されている個別施設計画を踏まえて、その対策効果等をとりまとめました。

(1) 策定済の個別施設計画

本計画に関連する現在策定済の個別施設計画は、次のとおりです。

図表 2.5.1 対象とした個別施設計画

区分	計画名	計画期間
公共建築物	新庄村個別施設計画（令和4年3月）	令和5年度～令和14年度
インフラ資産	新庄村橋梁長寿命化修繕計画（平成31年3月）	令和3年度～令和7年度

※計画期間と更新等費用の算定期間は、必ずしも同じではない。

(2) 公共建築物

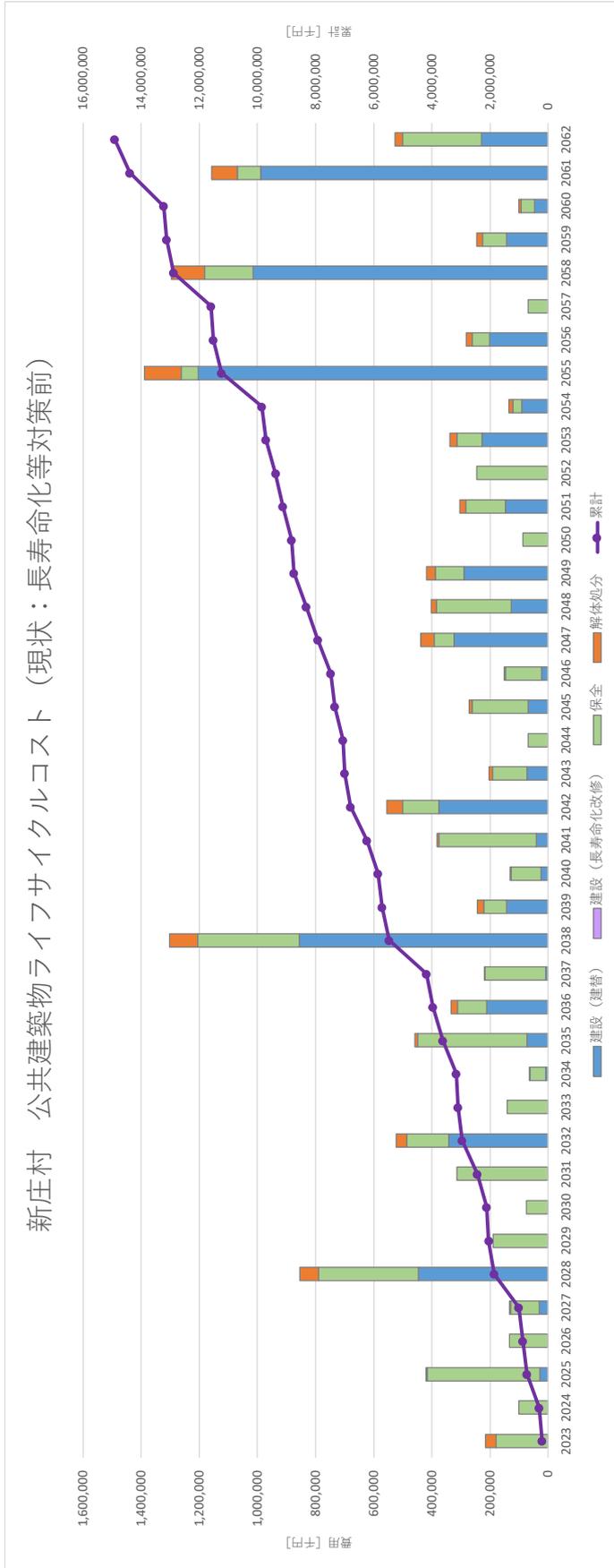
施設の老朽化が進んでいく中で、施設を維持していくには、建替えや大規模改修など膨大な更新等費用が生じてくるため、これに対する財政措置が課題となってきます。

図表 2.5.2 は、各個別施設計画に基づき、長寿命化等対策前の今後 40 年間の更新等費用の推計を示したものです。

本村が保有する公共建築物をすべて同規模・同量で今後も維持更新し続けた場合、施設の更新等費用は 40 年間で約 149.1 億円が必要となる見込みで、年間約 3.7 億円となります。

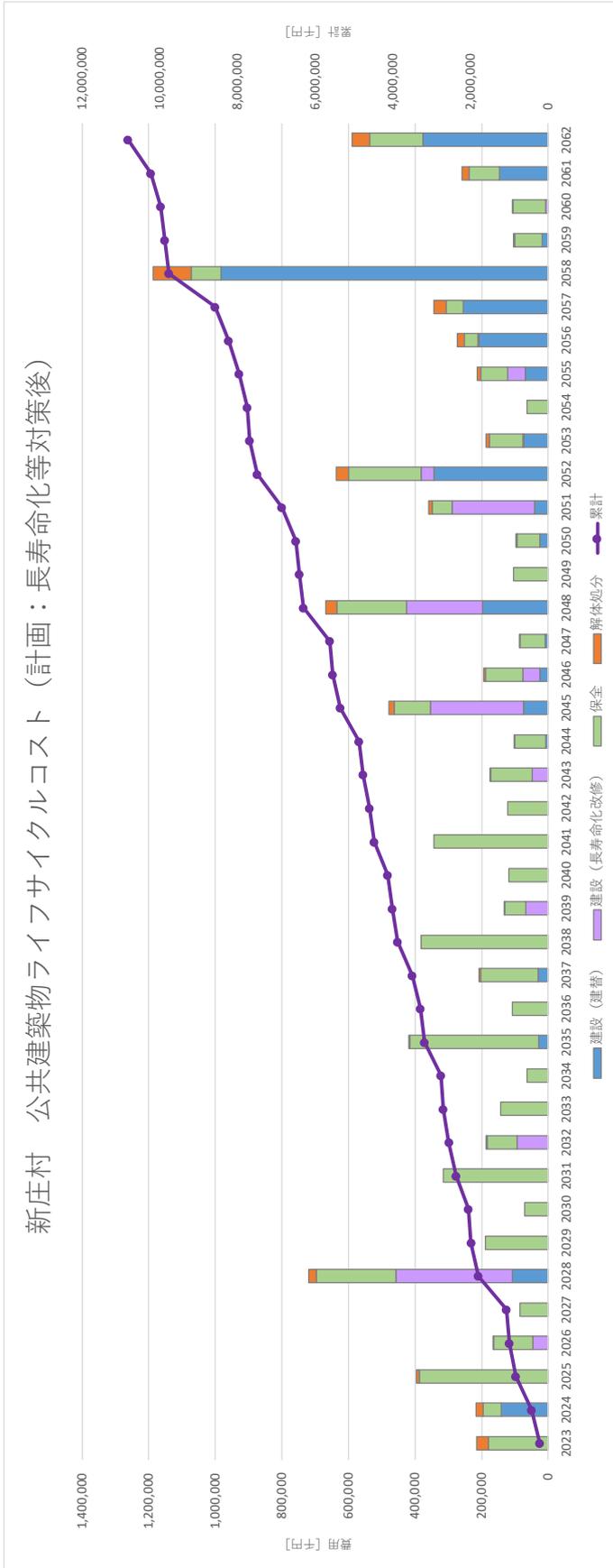
図表 2.5.3 は、長寿命化等対策後の今後 40 年間の更新等費用の推計を示したものです。これによると、各施設に対して長寿命化対策等を講じた場合、40 年間で約 10.8 億円になる見込みで、年平均で約 2.7 億円となり、対策前と比べて年間約 1.0 億円の縮減が見られました。

図表 2.5.2 公共建築物に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（長寿命化等対策前）



年度別費用（単位：千円）	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042		
費用詳細																						
建設コスト（建替）			28,541		31,225	447,381				342,990		8,468	74,017	211,607	8,782	855,677	143,330	25,718	41,399	376,488		
建設コスト（長寿命化改修）																						
保全コスト	179,941	101,503	386,894	133,905	97,333	342,669	188,958	75,138	314,162	144,358	141,000	55,519	374,687	99,924	208,249	349,319	79,051	102,111	335,314	125,240		
解体処分コスト	36,462		4,061		4,443	63,298			34,997			1,205	10,532	22,627	1,250	96,276	20,396	3,660	5,891	52,882		
総計	216,404	101,503	419,496	133,905	133,002	853,347	188,958	75,138	314,162	522,345	141,000	65,192	458,236	334,158	218,280	1,301,272	242,776	131,488	382,605	554,610		
累計	216,404	317,907	737,402	871,308	1,004,309	1,857,657	2,046,615	2,121,753	2,435,915	2,958,260	3,099,260	3,164,452	3,623,688	3,957,847	4,176,127	5,477,399	5,720,175	5,851,663	6,234,268	6,788,878		
費用詳細	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062	合計	
建設コスト（建替）			69,626	22,895	324,295	126,751	289,221		146,466		227,287	90,326	1,203,268	202,073		1,015,584	144,271	47,926	989,069	230,362	7,797,454	
建設コスト（長寿命化改修）																						
保全コスト	119,910	69,033	192,991	124,428	67,179	256,677	98,649	86,477	136,557	245,287	85,902	31,138	58,372	58,834	68,110	165,005	81,040	46,101	79,471	269,598	6,176,035	
解体処分コスト	10,304		9,908	3,258	46,147	18,036	30,220		20,842		24,707	12,853	126,211	20,619		115,609	20,529	6,820	88,832	26,599	938,474	
総計	202,625	69,033	272,525	150,581	437,621	401,465	418,090	86,477	303,865	245,287	337,895	134,318	1,387,851	281,525	68,110	1,296,198	245,840	100,847	1,157,372	526,559	14,912,963	
累計	6,991,503	7,060,536	7,333,061	7,483,642	7,921,263	8,322,728	8,740,817	8,827,294	9,131,159	9,376,446	9,714,342	9,848,659	11,236,510	11,518,035	11,586,148	12,882,344	13,128,184	13,229,031	14,386,404	14,912,963	372,824	↑年平均

図表 2.5.3 公共建築物に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（長寿命化等対策後）



年度別費用（単位：千円）	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042
建設コスト（建替）		141,762				107,576								28,541	31,225					
建設コスト（長寿命化改修）				46,472		349,178				94,122							67,904			
保全コスト	179,248	54,739	386,706	117,429	85,311	239,123	188,105	70,685	315,937	89,419	143,471	63,584	386,032	107,225	171,673	381,585	62,656	117,766	343,098	122,465
解体処分コスト	36,462	20,172	9,818	948		23,262				2,644			4,061		4,443		1,386			
総計	215,710	216,673	396,525	164,850	85,311	719,139	188,105	70,685	315,937	186,185	143,471	63,584	418,634	107,225	207,341	381,585	131,946	117,766	343,098	122,465
累計		432,384	828,908	993,758	1,079,070	1,798,208	1,986,313	2,056,998	2,372,936	2,559,120	2,702,591	2,766,175	3,184,809	3,292,034	3,499,376	3,880,961	4,012,906	4,130,672	4,473,770	4,596,236

費用詳細	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062	合計
建設コスト（建替）		8,468	74,017	25,718	8,782	198,043		25,718	41,399	342,990	72,411		69,626	208,784	255,296	982,429	17,604		146,466	376,488	3,163,343
建設コスト（長寿命化改修）	47,413		279,490	50,518		227,629			247,267	38,381	4,265		52,705	1,859				7,612			1,514,814
保全コスト	125,336	93,020	108,734	112,898	75,777	209,411	105,151	67,533	59,523	218,864	99,420	63,434	80,647	40,978	51,828	90,716	83,982	99,121	91,929	160,366	5,664,924
解体処分コスト	968	1,205	16,236	4,691		32,851		3,660	10,333	35,781	10,391		10,983	22,263	36,328	114,312	2,505	155	20,842	52,882	480,832
総計	173,716	102,693	478,477	193,825	85,809	667,934	105,151	96,910	358,522	636,014	186,487	63,434	213,962	273,884	343,452	1,187,456	104,091	106,888	259,237	589,736	270,823,914
累計	4,769,952	4,872,645	5,351,122	5,544,947	5,630,755	6,298,689	6,403,840	6,500,750	6,859,272	7,495,286	7,681,773	7,745,207	7,959,169	8,233,053	8,576,605	9,763,962	9,868,053	9,974,942	10,234,178	10,823,914	270,598,914

↑年平均

ここで、既存の公共建築物の更新等費用に充当できる財源の見込みを、過去 12 年間の投資的経費の平均と仮定すると約 0.9 億円であることから、長寿命化対策等を講じた年平均更新等費用約 2.7 億円とのかい離は、約 1.8 億円となっています。

(4) インフラ資産に係る更新等費用

橋梁の長寿命化計画（平成 31 年 3 月）によると、これまでの点検結果を基に、今後 40 年間の対策費用をシミュレーションした結果、単年度平均で約 500 万円の対策費用が必要となるが、従来の事後保全型の維持管理と比較すると、約 5 億円のコスト縮減が見込まれるとともに、一時的なコスト増も抑制され必要予算の平準化が可能となります。

図表 2.5.4 長寿命化修繕計画による効果



※出典：新庄村 橋梁の長寿命化計画（2018 年度版）

(4) 過去に行った対策の実績について

総合管理計画初版を作成して以降、個別施設計画を策定し対策の具体化を進めており、実績・効果等についてはこれから顕在化してくるところです。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針

1. 現状や課題に関する認識

本村では、少子高齢化や人口減少問題をはじめ、それに伴う生産年齢人口の減少や地方交付税の削減等により財政が逼迫する中で、長期的な視点を持って、財政面と公共施設等を通じた安全・安心で利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を住民とともに創っていくことが重要課題です。

(1) 財務

- ① 本村の財政状況は、人口減少や人口構成の変化により、地方税の減収と扶助費の高止まりが予想されます。本計画の計画期間中には、今後、多くの公共施設等が改修または建替え時期を迎えることとなります。
- ② 施設の老朽化が進んでいく中で、維持管理・修繕、改修（耐震改修、長寿命化改修等）、建替え等に係る膨大な費用が生じてきますが、現在の財政見通しからすると、その総額を賄うことは困難となっています。長寿命化対策や維持管理の効率化によるコスト縮減等が喫緊の課題です。

(2) 品質

- ① 本村の公共建築物及びインフラ資産は、その老朽化が著しく進展しています。これらは、その施設の機能性の確保のみならず、安全・安心のためにも万全の保全対策が必要です。
- ② 点検・診断に基づく「予防保全による長寿命化」の実践、ユニバーサルデザインの導入などによる「品質の向上」などを実現していくことが課題となっています。

(3) 供給

- ① 本村においても、人口減少及び少子高齢化は避けておれない状況となっています。人口の変化は、公共施設等の利用需要そのものに直結するため、総量の見直しが必要です。
- ② 年齢構成の変化は、利用ニーズの変化にも影響を与えます。そのため、機能を中心に据えた最適な供給手法の採用や、施設を前提としないサービス提供方法の変更などが求められています。

2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 公共施設等マネジメントの基本理念

本村の公共施設等を取り巻く現況や課題を認識するとともに、「新庄村振興計画・総合戦略」などの関連諸計画との整合性を踏まえたうえで、公共施設等マネジメントの基本理念を次のとおり定めます。

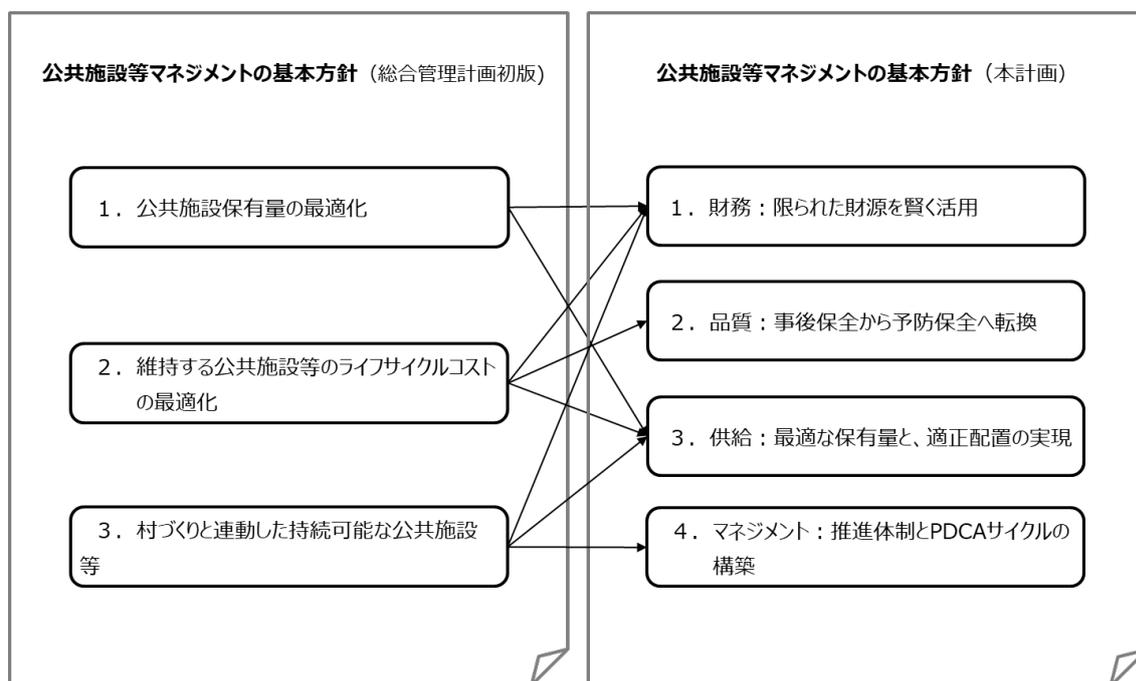
住民と協働で実現する持続可能な村づくり

(2) 公共施設等マネジメントの基本方針

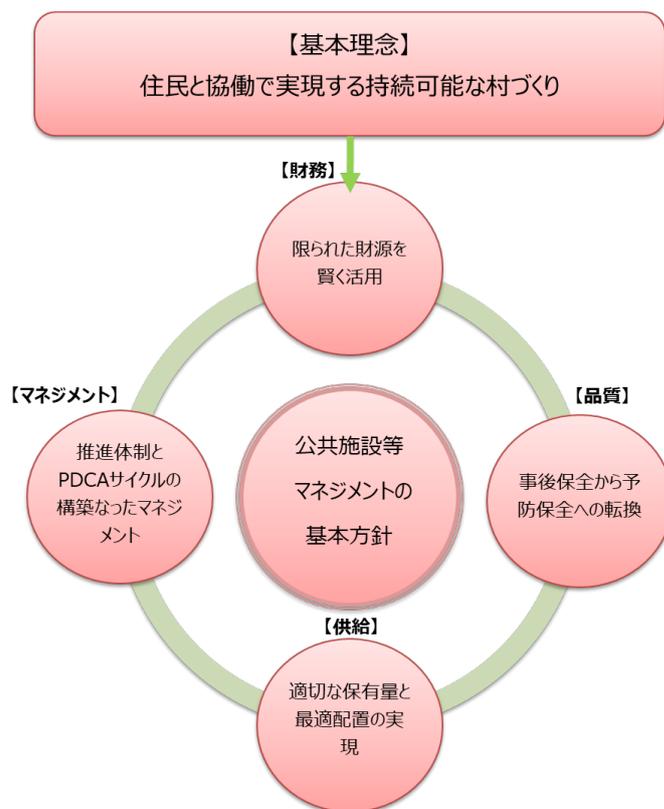
将来的な人口予測や財政状況、利用状況の変化への対応を考慮した場合には、更なる公共施設等の総量削減や財政負担の軽減及び平準化を図る必要があります。

そこで総合管理計画初版で定めた3つの公共施設等マネジメントの基本方針について、より具体的な実施施策を展開するために、財務、品質、供給、マネジメントの4つの視点で見直しを行いました。

図表 3.2.1 公共施設等マネジメントの基本方針の見直し



図表 3.2.2 基本理念と公共施設等マネジメントの基本方針



(1) 財政：限られた財源を賢く活用

安定した財源確保を推進するために、ライフサイクルコストの見直しや、一般財源、国庫補助及び起債等の計画的な財源確保、公共施設等の長寿命化及び官民連携への取組などを進め、限られた財源を賢く活用していきます。

(2) 品質：事後保全から予防保全へ転換

施設利用者の「安全・安心」を最優先に考え、壊れたら補修するという「事後保全」から、壊れる前に修繕し、大切に長く使う「予防保全」に大きく転換していきます。

また、施設の役割、利用状況及び利用者のニーズを勘案し、ユニバーサルデザインの観点や地球温暖化対策などの環境への配慮を踏まえながら、品質の向上を図っていきます。

(3) 供給：公共建築物の最適な保有量と、適正配置の実現

公共建築物を、「利用すること」と「所有すること」に分けて見直し、財政状況や人口規模に応じて、必要な機能やサービスを集約するなど利用需要に応じた公共サービスの在り方を検討しながら、公共建築物の最適な保有量と、適正な配置を実現していきます。

(4) マネジメント：推進体制とPDCAサイクルの構築

公共施設等の課題解決に向け、本村の公共施設等マネジメントを推進していくため、全庁横断的な推進体制とPDCAサイクルを構築し、実行します。

3. 目標の設定

(1) 公共建築物の管理目標について

公共建築物の更新費用の見通しは、年間約 2.7 億円で、充当可能な投資額を約 0.9 億円とした場合の差は約 1.8 億円となります。

このことを踏まえ公共建築物の目標は、財政面でのかい離の解消とサービス水準の維持におき、次のような施策を展開して目標の達成状況を段階的にマネジメントします。

ア 維持管理費及び更新費用の精度向上

維持管理費及び更新費用等の精度向上を図り、計画と実績を対比させながら財政面でのかい離とその解消状況をより明確なものとしていきます。

イ 公共施設等マネジメントの基本方針への取り組み

公共施設等マネジメントの基本方針について、それぞれ対策を定めて取り組み、その実施結果をフィードバックします。

1. 財政：限られた財源を賢く活用
2. 品質：事後保全から予防保全へ転換
3. 供給：公共建築物の最適な保有量と、適正配置の実現
4. マネジメント：推進体制と PDCA サイクルの構築

ウ 展開結果の財政面からの検証

これらの取り組みを財政面からも確実に検証するために、統一的基準に基づく公会計導入で整備した固定資産台帳の有効活用を図ります。

(2) インフラ資産の管理目標について

インフラ資産については、できるだけ長く有効に活用することを主眼に、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画：平成 25（2013）年 11 月 29 日策定」の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の縮減を進めていきます。

本計画の計画期間には、インフラに関する技術革新や新たな政策等によって、効果的・効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されてくることが考えられます。本村においても、それらを積極的に導入し、国、県及び近隣自治体と連携しながら、インフラ資産の長寿命化に積極的に取り組んでいきます。

図表 3.3.1 公共施設等マネジメントの基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築 ◆ メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化 ◆ 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成 	
<p>1. 目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で強靱なインフラシステムの構築 ・ 統一的・一体的なインフラマネジメントの実現 ・ メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化 	<p>4. 必要施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断：定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等 ・ 修繕・更新：優先順位に基づく効果的かつ効率的な修繕・更新の実施等 ・ 基準類の整備：施設の特性等を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等 ・ 情報基盤の整備と活用：電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等 ・ 新技術の開発・導入：ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等 ・ 予算管理：新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等 ・ 体制の構築：【国】技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実／【地方公共団体等】維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用／【民間企業】入札契約制度の改善等 ・ 法令等の整備：基準類の体系的な整備等
<p>2. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インフラ機能の確実かつ効率的な確保 ・ メンテナンス産業の育成 ・ 多様な施策・主体との連携 ➢ 防災・減災対策との連携による維持管理・更新を効率化 ➢ 政府・産学官、地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上 	<p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示 ・ 計画のフォローアップの実施
<p>3. 計画の策定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インフラ長寿命化計画（行動計画） ・ 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画） 	

※出典：「インフラ長寿命化基本計画概要（平成 25（2013）年 11 月）（国土交通省）を編集

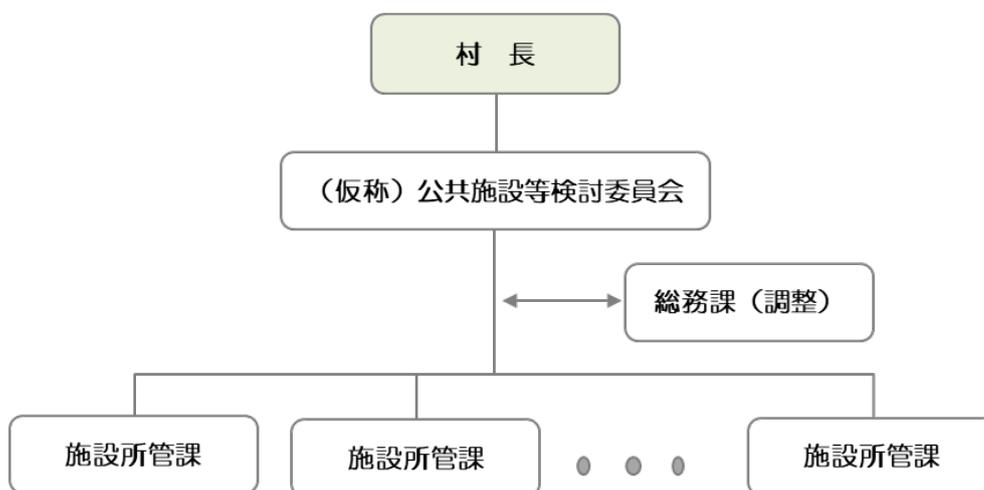
4. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な取組体制

本計画を展開していくにあたっては、庁内の連携・協力を緊密に図っていく必要があります。このような観点から、公共施設等マネジメントに係る横断的機能を有した組織の設置を検討し、次に示すような継続的なマネジメントを行います。

- ・ 公共施設等の情報を集約し、全庁共有を図り施設所管課間での活発なコミュニケーションを促す。
- ・ 個別施設計画を全体最適に誘導するとともに全庁的な意識改革を主導する。
- ・ 広報紙、ホームページ等を通じて住民とのコミュニケーションを効果的に行う。
- ・ 国・県・近隣自治体などとも連携した取組を進める。

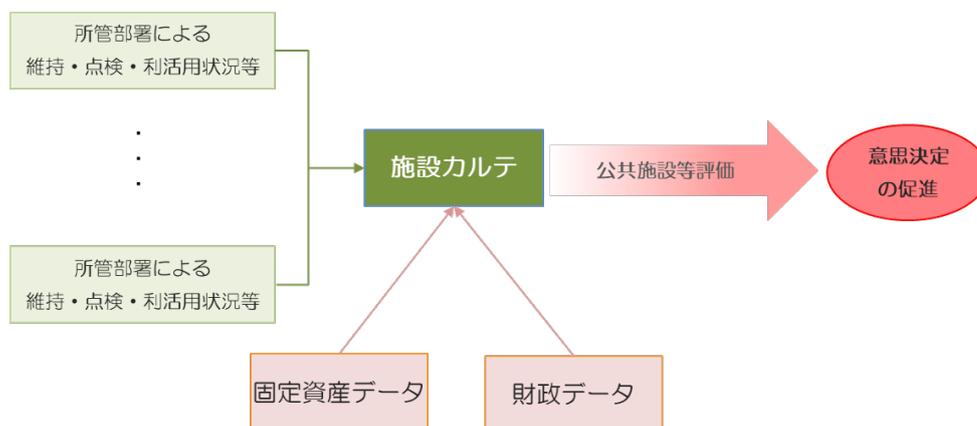
図表 3.4.1 公共施設等マネジメントの取組体制



(2) 情報管理・共有方策

公共施設等マネジメントを効果的に実施していくために、施設所管課の情報を集約し、固定資産データ及び財政データとも連携して施設カルテに展開し、全庁的な意思決定を促す仕組みを創出します。

図表 3.4.2 情報管理・共有方策



5. 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に関して、以下の9つの実施方針を定めます。

(1) 点検・診断の実施方針

公共建築物について、定期的に点検・診断し、経年による劣化状況や外的負荷による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価を行い、施設間における保全の優先度についての判断等を行います。

法定点検については、一級建築士やその他の専門知識を持つ資格者が実施することが義務付けられていますが、専門的な知識を必要としない点検などは、各建物の管理者が自主的に行えるようマニュアル整備を行い実施することも検討します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的な維持管理・修繕・更新等を行う予防保全を導入することにより、施設の性能維持や安全性を確保するとともに、維持管理コストの縮減や平準化を図ります。

ここで、対症療法的に劣化箇所を補修するのが事後保全にあたり、施設の劣化が進む前に対策を施すことで健全な状態を維持するのが予防保全にあたります。予防保全を基本としながら各施設の状況と専門家の意見等も反映して費用対効果の高い維持管理・修繕を行います。

(3) 安全確保策の実施方針

施設の安全確保に関わる評価を実施し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

既に役割を終え、今後、利活用することのない公共施設等については、周辺施設や住環境に及ぼす影響や住民の安全・安心を考慮し、早期に解体、除却します。

(4) 耐震化の実施方針

昭和56(1981)年以前に建築された建物(旧耐震基準)については、計画的に耐震診断を実施し、災害時に住民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設など、地震発生による人命への重大な被害や住民生活への深刻な影響を及ぼす恐れのある施設については、優先的に耐震対策を行います。

(5) 長寿命化の実施方針

長寿命化を図ることによって建替え時期の集中を回避するとともに、そこで得た期間を活用して、複合化・集約化・多機能化など、施設と機能の分離による見直しや、その実現手段の一つとして官民連携の導入を推進することにより、支出の平準化と縮減を図ります。

また、長寿命化は、環境配慮や安全・安心の確保など社会的な要請のなかで積極的に取り組まなければならない重要課題でもあります。今後とも維持していきべき公共施設等については、長寿命化の判断基準に

基づき、その対象と目標耐用年数を定め長寿命化を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化

「ユニバーサルデザイン 2020行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)においてユニバーサルデザインのまちづくりの考え方が示されました。その中で紹介されている具体的施策の内容を踏まえ、本村においても、高齢者、障がい者、子育て世代や観光客等多様な利用が想定される公共施設等の整備・改修等に際しては、誰もが利用しやすい施設となることを目標としてユニバーサルデザイン化の推進に取り組みます。

(7) 脱炭素化の推進に関する方針

地球温暖化対策計画(2021 年(令和 3 年)10 月 22 日閣議決定)に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画(同法第 21 条第 2 項に掲げる事項について定める計画)の内容を踏まえ、公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入など計画的な改修等による脱炭素化に取り組みます。

(8) 統合や廃止の推進方針

公共建築物においては、老朽度、利用率、必要性、防災の観点等、総合的に検証したうえで、類似の機能であるものや施設機能を代用できるものについては、積極的に施設の統合・複合化を検討するとともに、利用目的と照らし合わせて、その目的が明確でないものについては、積極的に廃止を検討します。

また、統合・複合化または除却等により発生した未利用地は、統合的に管理を行い、民間事業者への貸付や売却等を行い、その収益を公共施設の維持管理費用等に充当します。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

■ 職員の意識改革・技術の向上

公共施設等マネジメントの実行にあたっては、職員一人ひとりが従来の個別施設毎の管理構想から抜け出し、経営的視点を持って全体の最適化を目指す必要があります。

そのため、技術面及びマネジメントに関する研修等を実施し、職員の技術と意識向上を図ります。

■ 個別施設計画との連携

施設によっては既に策定されている長寿命化等の計画を基本としながら、本計画との整合を図ります。また、未策定の施設に関しては国(関係省庁)等の動向を踏まえ、個別施設計画の策定を担当課に促します。

■ 財政との連携

長期的な視点から効果的かつ効率的な施設管理を実施するため、予算編成部署との連携を図ります。また、新たに必要となる経費や事業優先度の判断に応じた予算配分の仕組みづくりについても検討します。

■ 情報の共有

各所管課において備えている管理台帳を基に、情報の一元化を図るとともに、定期的な情報更新を行い、

庁内で共有します。

■官民協働・民間活力の活用

今後、PPP／PFI方式、コンセッション方式、指定管理制度など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などの活用を検討し、新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設等の機能を向上させながら、維持管理コスト等の縮減を図ります。

■隣接する市町村との連携など広域的視野をもった検討

近隣自治体との相互利用や共同運営、国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用等について、可能性を検討します。

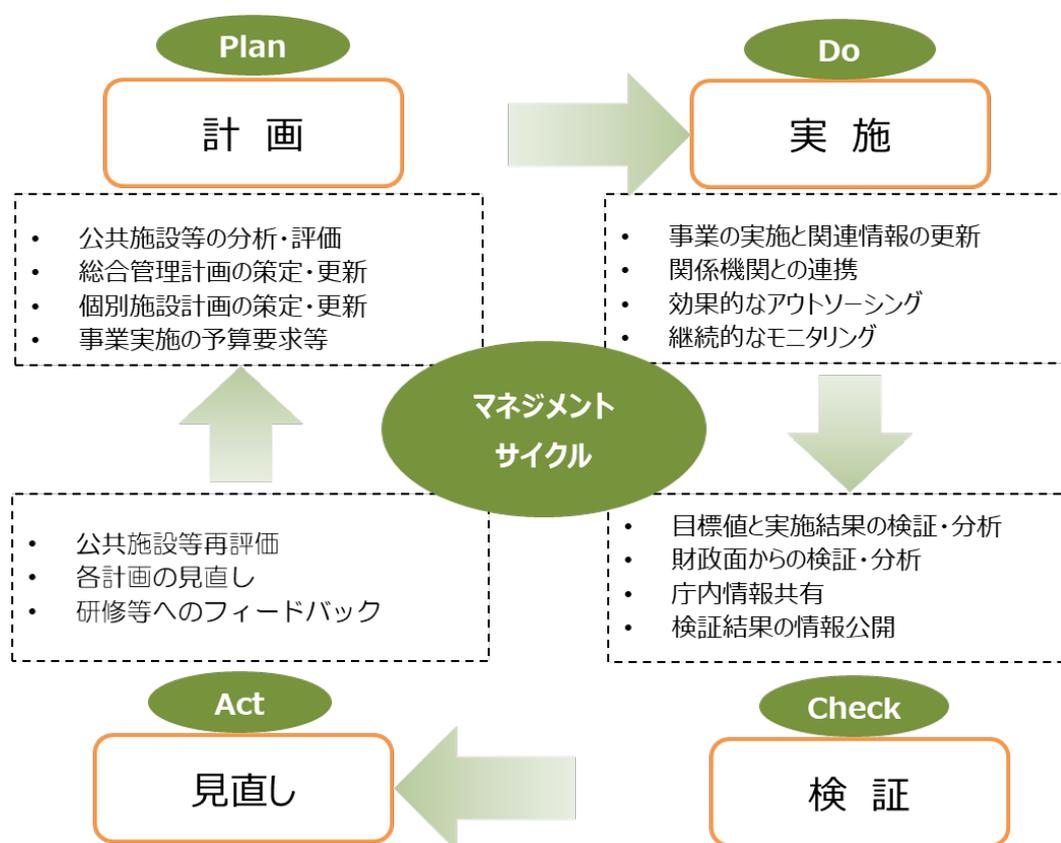
6. PDCA サイクル推進方針

(1) マネジメントサイクルの形成

本計画では、マネジメントサイクルを定め計画の継続的なフォローアップを行います。また、本計画期間中には社会経済情勢の変化により前提となる条件が大きく変わる可能性があります。概ね 5 年後を目途に計画全体の見直しを行います。

これらのフォローアップの基で、公共建築物については、各施設の今後のあり方について全庁的な体制で検討を進め、点検実施等の具体的な手法や優先順位について、柔軟に見直しを行います。また、インフラ資産については、点検基準等の整備状況や新技術による効率的な点検の実施等、国や県、他市町村の動向にも注視しながら、適宜見直しを行います。

図表 3.6.1 総合管理計画マネジメントサイクル



(2) 本計画の検証について

■評価指標について

本計画では、個別施設計画を通じて次のような評価指標を検討します。

図表 3.6.2 評価指標

視点	評価指標 (KPI)	目標値
全体の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総延床面積の縮減 ✓ 維持管理・運営費のコスト縮減 ✓ 長寿命化・予防保全等の効果 ✓ 土地売却・貸付、収入効果 ✓ 代替サービスの開発 	✓ 詳細は個別施設計画において定める。
個々の施設の在り方	✓ 利用者数、利用者満足度など	

■財政側面からのマネジメント支援について

既存の財政的公表指標を整理・活用することによって、本計画を財政面からも検証・確認することが可能です。すなわち、公共施設等のマネジメントが財政的課題の解決を図る観点、いわば公共施設等が財政に与えている影響を随時検証し、持続可能な水準にあるか否かを検討します。

図表 3.6.3 基本計画の進捗を財政面から検証するための指標例

目的：財務的視点	検証・確認すべき指標
① 財政規律の堅持 ：健全性（ストック&フロー）	<u>健全化判断比率</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実質赤字比率 ✓ 連結実質赤字比率 ✓ 実質公債費比率 ✓ 公営企業資金不足比率 ✓ 将来負担比率
	住民一人当たり連結有利子負債残高（万円）
：世代間公平性（ストック）	社会資本形成の世代間負担比率 (有利子負債÷公共資産)：連結
② 資産の継承 ：資産形成度（ストック）	有形固定資産減価償却率
③ 高品質な財政運営 ：弾力性（フロー）	経常収支比率
	公債費負担比率

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共建築物

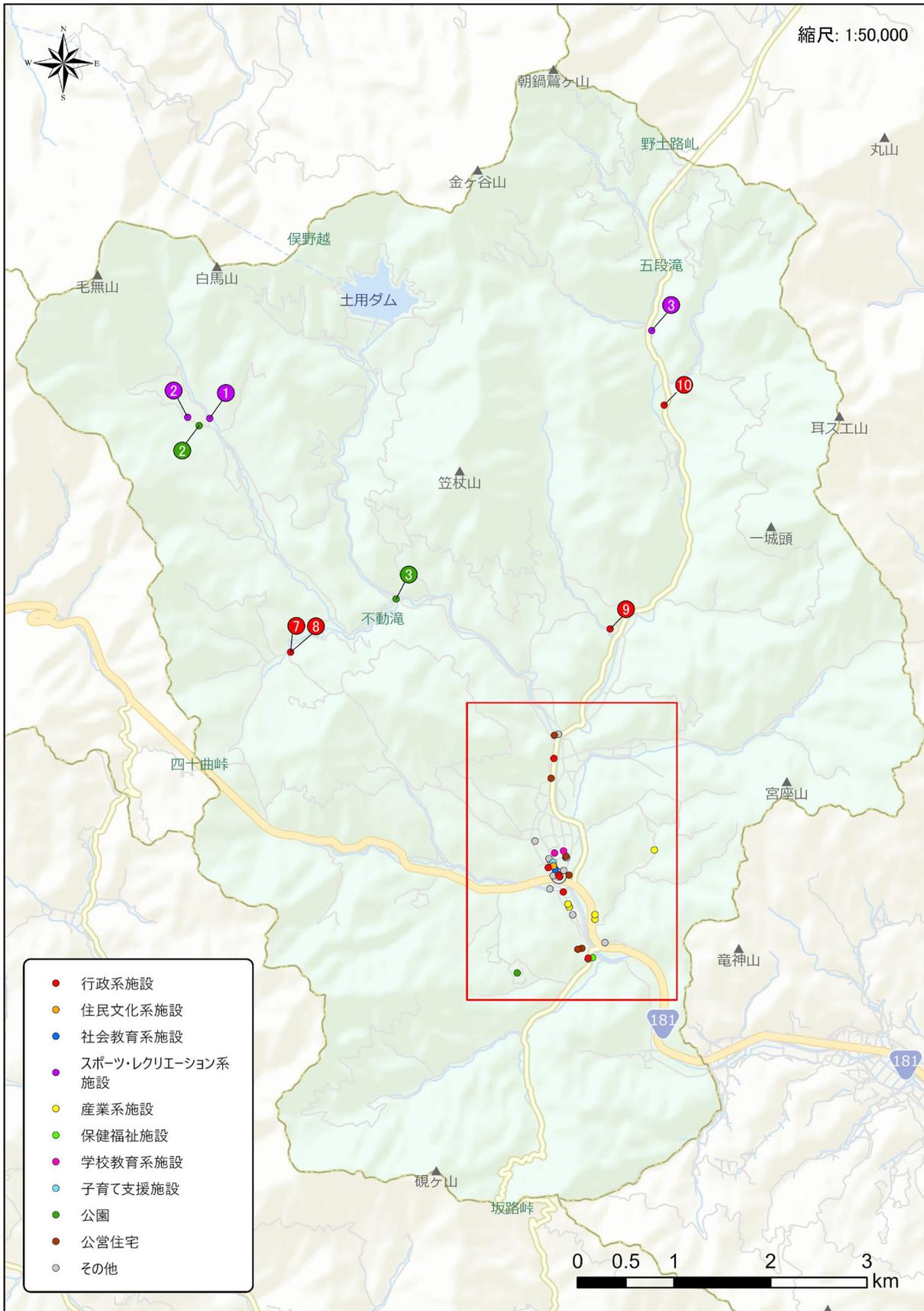
公共建築物については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な修繕等を行うことで、長寿命化が可能な施設は長寿命化を図ります。また、更新時期を迎えた段階では、その施設を「機能（供給・財務）」と「建物（品質）」の観点から総合的に評価し、施設の再編を実施します。

図表 4.1.1 総合評価の内容

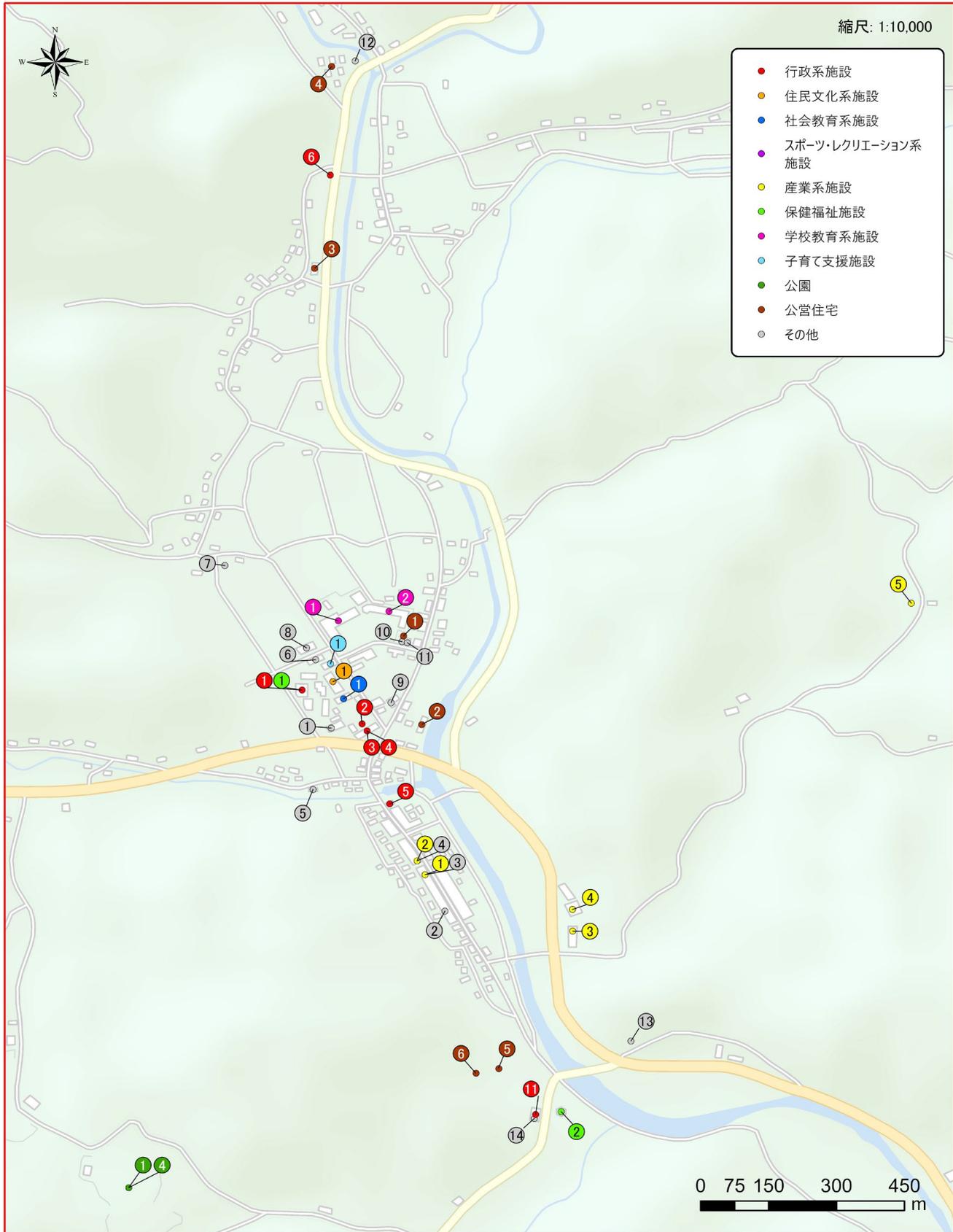
評価項目	評価結果	今後の対応方針等
機能評価	・現状維持	施設が有する機能を現状のまま維持する。
	・見直し	<p>利用状況やコスト状況等を考慮し、他機能の複合化や機能の集約化、用途変更、又は施設のサービス向上やコスト改善などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合化：施設が異なる複数のサービス機能を一つの建物に統合・並置する。 ・集約化：複数の施設にまたがる同様のサービス機能群に対し、個々の機能を細分化し、再構成したうえで一つの建物等にまとめる。 ・用途変更：既存施設の全体あるいは一部を他の用途へ変更し、有効活用を図る。 ・その他：施設の利用者数、稼働率等のサービス向上及びコスト改善などを検討する。
	・移譲・廃止	<p>利用状況、コスト状況等を考慮し、機能を廃止する。 ※サービス機能を民間や地域に移譲、譲渡する場合を含む。</p>
建物評価	・現状維持	<p>施設を現状のまま維持する。 ※部分的な修繕を含む</p>
	・改修・改築	<p>施設を維持するための改修や改築（建替え）を行う。 また、施設の長寿命化[*]の検討・改修を行う。</p>
	・解体・処分	<p>機能の評価や老朽化状況等を勘案して、解体・処分を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を解体 ・施設を民間へ譲渡（売却）又は賃貸 ・施設を地域へ移譲

図表 4.1.2 位置図

【新庄村 位置図(全体図)】



【新庄村 位置図(拡大図)】



大分類	中分類	地図 番号	施設名	住所	建築 年度	築年	構造	面積	長寿命化
住民文化系施設	集会施設	1	新庄村公民館	新庄村2014-2	1972	50	RC	784.18	○
社会教育系施設	博物館等	1	歴史民俗資料館	新庄村2011	1977	45	W	99.56	○
スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	1	毛無山山の家	新庄村3253-5	1995	27	W	126.00	○
		2	田浪キャンプ場トイレ	新庄村3268-1	2003	19	RC	39.00	○
		3	山の駅メルヘンの里交流センター	新庄村4744-4	1996	26	S、W	712.00	○
産業系施設	産業系施設	1	ひめのもち第2加工場	新庄村1161-1	2009	13	W	460.00	○
		2	みぞ加工場・漬物加工場・母子健康センター	新庄村1161-2	1997	25	W	220.00	×
		3	あじわい特産館	新庄村2190-1	1993	29	SRC	340.00	○
		4	ひめのもち第1加工場	新庄村2190-1	2002	20	SRC	351.00	○
		5	堆肥センター	新庄村6013-3	2001	21	S	2,438.00	○
学校教育系施設	学校	1	新庄小学校	新庄村2074	1978	44	RC	3,860.00	○
		2	新庄中学校	新庄村2134	1968	24	RC	2,967.00	○
子育て支援施設	保育所	1	保育所	新庄村2014-2	1976	46	RC	425.00	○
保健福祉施設	その他 社会福祉施設	1	ふれあいセンター	新庄村1998-1	1995	27	SRC,S,W,RC	2,721.61	○
		2	新庄村多目的福祉施設	新庄村958-1	1993	12	W,SRC	302.54	○
行政系施設	庁舎等	1	情報基盤施設局舎	新庄村1998-1	2006	16	S	17.00	○
		2	新庄村役場	新庄村2008-1	2022	0	RC	1,234.15	○
		3	旧新庄村役場	新庄村2008-1	1969	53	SRC	817.00	×
		4	創生センター	新庄村2008-1	1989	33	RC	621.00	○
	消防施設	5	第四部消防詰所	新庄村1092	1975	47	W	91.00	○
		6	第三部消防器具庫	新庄村2781-10	1991	31	W	44.00	○
		7	二ツ橋消防詰所	新庄村2949-4	2001	21	W	68.00	○
		8	第二部消防器具庫	新庄村3367-29	1987	35	W	28.00	○
		9	第一部消防詰所	新庄村4426-2	1985	37	W	46.00	○
		10	野土路消防器具庫	新庄村4897	1984	38	W	27.00	○
		11	第5部消防詰所	新庄村957-21	1996	26	W	73.00	○
公営住宅	公営住宅	1	鍛冶屋住宅	新庄村2070-2	2021	1	W	212.56	○
		2	村営住宅 さくら住宅	新庄村2205-25	2004	18	W	414.00	○
		3	村営住宅 田中住宅	新庄村2758-1	1989	33	W	457.00	×
		4	村営カケ住宅	新庄村2802-1	1997	25	W	1,193.14	○
		5	移住者応援住宅（がいせん桜団地）	新庄村957-12	2019	3	W	159.82	○
		6	単身者向け住宅（がいせん桜団地）	新庄村957-16	2021	1	W	77.80	○
公園	公園	1	子ども広場休憩所	新庄村1289-1	1993	29	W	54.00	○
		2	田浪園地公衆トイレ兼休憩舎	新庄村3244	2003	19	W	120.00	○
		3	女滝公園	新庄村3476-2	1986	36	W	82.00	○
		4	総合運動公園管理棟	新庄村879-5	1985	37	W	190.00	○
その他	その他	1	村営住宅（沢）【現農業公社事務所】	新庄村2002-1	1990	32	W	82.00	○
		2	谷口邸・須貝邸	新庄村1143-4	1998	24	W	106.00	○
		3	旧 J A 真庭新庄支所	新庄村1161-1	2008	14	W	335.00	○
		4	倉庫	新庄村1161-2	1964	58	W	23.00	○
		5	幸町教員住宅	新庄村1980-1	1991	31	W	88.00	○
		6	寄宿舎（やまなみ）	新庄村2015	1964	58	W	429.00	○
		7	医師住宅（田井）	新庄村2025-6	2004	18	W	146.00	○
		8	大森教育住宅	新庄村2047-1	1993	29	W	176.88	○
		9	車庫及び倉庫棟	新庄村2062-3	2012	10	W	245.00	○
		10	校長住宅	新庄村2070	1955	67	W	158.00	○
		11	寄宿舎（石田03、アバウン01、04）	新庄村2070-1	1913	109	W	185.00	○
		12	カケバス待合所	新庄村2805-1	1997	25	W	68.00	○
		13	新庄村倉庫	新庄村6115-1	2005	17	S	482.00	○
		14	除雪車格納庫	新庄村957-21	1998	24	SRC	390.00	○

2. インフラ資産

インフラ資産については、基本的には、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日)の行動計画として、橋梁長寿命化修繕計画など個別施設の長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の縮減を進めていきます。

インフラ資産のうち、橋りょうについては、今後「橋梁の長寿命化計画（令和 4 年 3 月）」に基づき、従来の対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、橋りょうの寿命を延ばすことによって将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性の確保を図ることに取り組みます。

また、上水道（簡易水道）及び下水道については、経営戦略を踏まえて収支見通しを明らかにし、施設の長寿命化を含む運営及び維持管理コストの縮減に取り組みます。

第5章 計画の推進に向けて

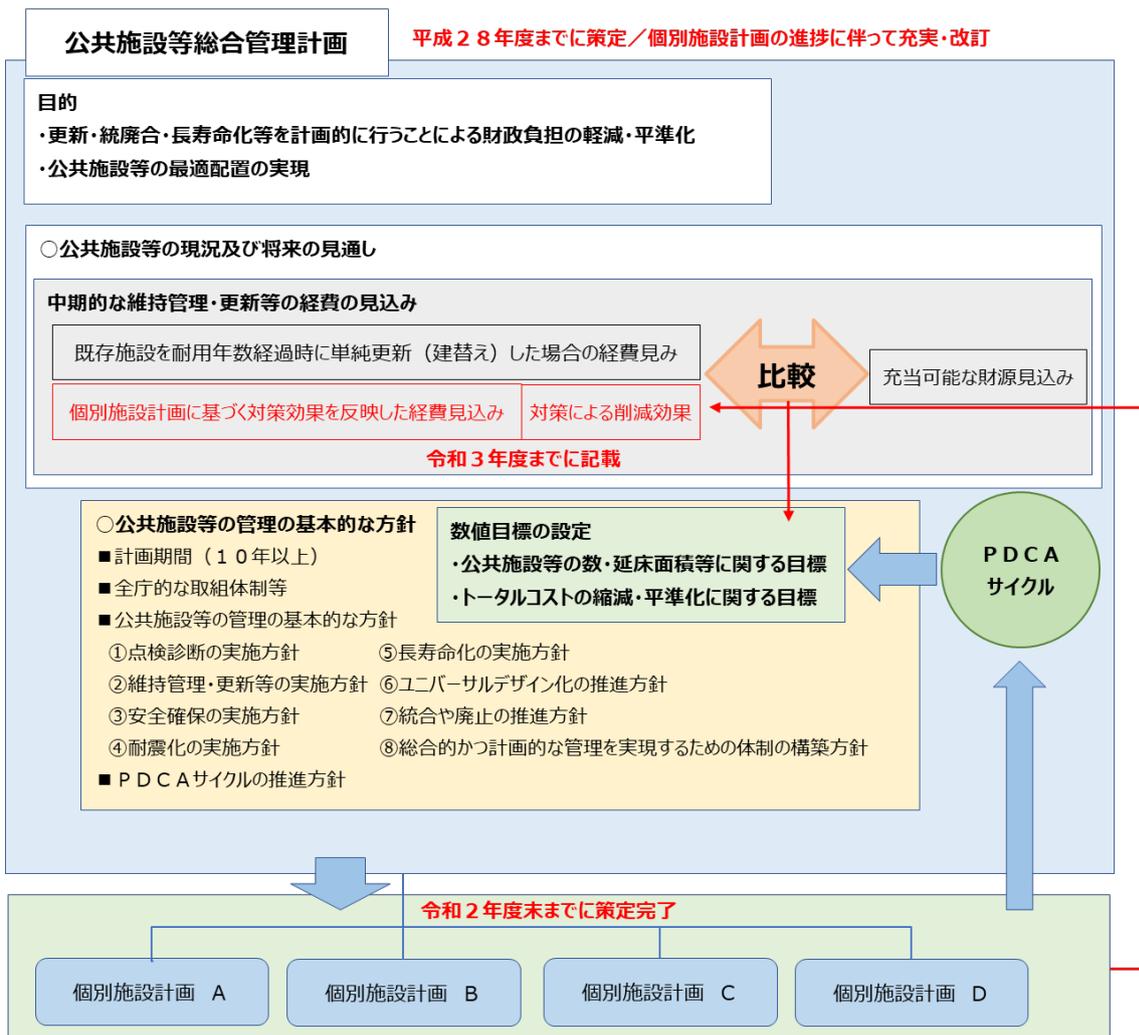
公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、本計画の基本方針に基づく取組を着実に推進するため、全庁を挙げた推進体制の整備が不可欠です。

今後、全庁的に公共施設等のマネジメント業務を推進するにあたっては、職員一人ひとりが、村全体の施設の状況や将来の見通しについて十分理解し、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指すことが必要となります。

また、総合管理計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。今後とも、公共施設等の有り方について、住民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報を積極的に開示していくこととします。

以上を踏まえ、今後、策定または改訂が進む各個別施設計画の内容を適宜反映していくことによって、国の要請でもある本計画の不断の見直しを行います。

図表 5.1 総合管理計画に係る国の要請



※出典：総務省資料を編集

用語の解説

【い】

■ インフラ長寿命化基本計画

インフラの老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25（2013）年 6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年 11月にとりまとめられた計画のこと。今後、この計画に基づき、国、地方公共団体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。

【か】

■ 改修

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能が物理的劣化や社会的劣化したものについて、初期の水準を超える性能及び機能を有する新しいものに取り換えること。

【け】

■ 建築物のライフサイクルコスト

『建築物のライフサイクルコスト平成 31 年版』発売日：2019/03/01、出版社：建築保全センター、ISBN：978-4-907762-49-0。

■ 減価償却

固定資産の調達費用を使用可能期間にわたって、分割して費用計上する会計処理のこと。施設、設備、機械装置、器具・備品といった時間の経過とともに価値が減少する資産のことを「減価償却資産」という。

【こ】

■ 更新

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能を初期と同等のものに取り換えること。

【し】

■ 修繕

対象となる建築物の全体または部分の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させること。大規模修繕とは、これを対象施設全体にわたって大規模に実施すること。

■ 集約化

複数の施設が持つ類似する機能を一つの施設にまとめる手法のこと。

■ 新耐震基準

現在の耐震基準は、昭和 56（1981）年 6月に施行されたもので、以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。「頻繁に起こる大きさの地震（震度 5 程度）に対しては建物構造に損害が

ないようにする。」「滅多に起こらないが大きな地震（震度 6 強から 7 程度）に対しては、致命的な損害を回避し人命を保護するようにする。」ことを目標としている。

【た】

■耐震基準

建築物や土木構造物の設計の際に適用される地震に耐えることができる構造の基準で、建築基準法や道路橋示方書などにより定められている。

■多機能化

一つの空間を利用時間で分けて利用することで、多方面の目的性や作用を持った状態にすること。

■建替え

寿命を迎えた建物を解体し、利用者の要求水準に合わせて建て替えること。

【ち】

■長寿命化

従来に対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、公共施設等の定期的な施設点検を実施し、損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、構造・設備・機能などの耐久性を高め、公共施設等をできるだけ長く利用する手法のこと。

【の】

■延床面積

建物各階の床面積を合計した面積のこと。吹抜け部分、バルコニーの先端から 2m までの部分、庇、ピロティ、ポーチなどは床面積には含まれない、といった特例があり、単純に合計した面積ではない場合もある。

【ふ】

■複合化

複数の施設及び機能を一つの建物に統合・並置する手法のこと。

【ま】

■マネジメント

ある目標に対して、様々な資源・資産・リスクを管理し、効果を最大化する手法のこと。その内容には、評価・分析・選択・改善・回避・統合・計画・調整・指揮・統制・組織化などの様々な要素を含んでいる。

【ゆ】

■有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算したもの。このことにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる

【よ】

■ 予防保全

設備、施設等が故障してから修理修繕を行うのではなく、あらかじめ定められた計画的な検査・試験・再調整により、故障を防止し、劣化を抑え、故障率を下げるための方法をいう。

【ら】

■ ライフサイクルコスト（LCC）

建物のライフサイクル全体にわたって発生する費用のこと。建設費から、点検・保守などの維持管理費用、更新費用、解体処分費まで含んでいる。

【り】

■ リスク

不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性。

【P】

■ PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4つの頭文字を取ったものであり、業務を継続的に改善していく手法のひとつ。最後の Act の実施を受け、次の PDCA サイクルの Plan に繋げることで、継続的に業務改善を実施していく。